

ホームプログラムに関連する事業者	公益事業団体／エネルギー効率プログラムのスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギースターが提供する資料を利用して、消費者に対し、環境保護及び電力料金節約の観点からエネルギースター適合住宅の付加価値を示すことができる。 ・エネルギースターホームページの事業者リストに、事業者の名称が掲載される。 ・電力市場の自由化において、有利な地位を獲得することができる。 ・メディアを利用して、エネルギースター適合住宅の建設を促すことにより、電力需要削減の取組みを公衆に認知させることができる。
	資金調達機関	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギースター適合住宅の購入者に対し、エネルギースターローン制度による優遇措置を利用して、エネルギースター非適合住宅と比較して融資額を増額することができる。 ・公益事業団体と連携することによって、エネルギースターローンを利用する顧客を増大させることができる。 ・エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。 ・エネルギースターホームページの事業者リストに事業者の名称が掲載される。
	住宅産業界専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅産業界における他の専門家（エネルギースターに参加している）とのネットワークを構築することによって、顧客を増大させることができる。 ・エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。
ビルディングプログラムに関連する事業者	自らの建物のエネルギー効率向上を目的とする事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のエネルギー効率を向上させ、エネルギー利用料金を節約することができる。 ・事業者のエネルギー管理能力を強化することができる。 ・事業者の建物の優れたエネルギー効率に関して公衆に認知させることができる。
	建物のエネルギー効率向上に寄与するサービス・製品提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。 ・エネルギースターホームページの事業者リストに事業者の名称が掲載される。 ・エネルギースターホームページに、エネルギースターに関連する事業者の活動や成功事例が特集として掲載される機会がある。 ・関連する市場において、事業者のブランドイメージを高めることができる。

8.3 登録事業者の普及活動に関する内容等

登録事業者は、エネルギースターロゴ及びエネルギースターで提供される資料を利用してマーケティング活動を行う以外に、自主的にエネルギースターの普及活動を行うことが求められている。基本的には次の活動を行うことが求められている。

- ・ エネルギースターに関する広報資料の作成・配布（マーケティング活動の一環として）
- ・ 顧客への教育（マーケティング活動の一環として）
- ・ 事業者の従業員への教育と訓練
- ・ エネルギースターの内容や効果（エネルギー消費量削減の寄与等）に関する事業者のホームページでの紹介

8.4 制度上での規制，違反内容

エネルギースターは自主プログラムであることから、EPA は、登録事業者に対して積極的なマーケティング活動を行うことを求めており、また参加合意書には、規制や違反についての具体的な事項は記載されていない。

ただし、ホームプログラムの参加合意書（建築関係事業者及び住宅エネルギー評価者を対象）によれば、“合意書の締結後、12 か月以内に1件以上のエネルギースター適合住宅を建設・製造あるいは認定する”という要求を満たさない事業者は“休止状態”と判断され、エネルギースターの名称、ロゴ及びエネルギースターにより提供される資料の使用、エネルギースターホームページでの事業者リストへの掲載等の権利を失うとしている。なお、この権利は、エネルギースター適合住宅の建設・製造あるいは認定を行うことによって回復できる。

8.5 参加手続

事業者は、参加合意書に記述される事業者の役割（表 8.1参照）に合意して、EPA と事業者がともに参加合意書の調印を行うことにより、エネルギースターに参加することができる。